

東京大学物性研究所研究員(若手)の公募

1. 職名および人数

特任研究員 若干名

2. 所属

東京大学物性研究所

3. 就業場所

東京大学物性研究所

柏キャンパス(千葉県柏市柏の葉5-1-5)

附属中性子科学研究施設(茨城県那珂郡東海村白方106-1)

附属極限コヒーレント光科学研究センター 軌道放射物性研究施設 播磨分室 (SPring-8内)

(兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1)

東京大学シンクロtron放射光仙台分室 (東北大学内)

(宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468-1 東北大学農学系総合研究棟 A102)

4. 公募内容

物性科学における実験的または理論的研究

5. 応募資格

次の3条件を満たしている者

- (1) 博士号または同等の資格取得後5年程度までの者、または着任時までに博士号取得が確実に見込まれる者。
- (2) 着任予定時に主たる職、大学院生および研究生等の身分を有しないこと。
- (3) 希望する物性研究所所員(教授または准教授)と事前に連絡をとり、所員の同意の上で研究計画等の作成を行うこと。希望する所員の受け入れ許可がない場合には応募は受け付けない。なお複数の研究室にまたがる研究テーマに取り組む場合には、主たる受け入れ所員を指定すること。

6. 契約時期

令和6(2024)年4月1日から令和6(2024)年9月末日までに着任すること。

7. 任期

原則として2年間、その後、状況によっては再応募を認める。ただし、延長期間は1年間とし、再応募は1回のみとする。

8. 試用期間

採用された日から14日間(東京大学教職員就業規則第8条による)

9. 応募締切

令和5(2023)年9月29日(金)必着

10. 提出書類

○履歴書(東京大学統一履歴書(<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>))を用いること

○業績リスト(代表的な業績に○印を付けること)

○主要論文別刷り(3編以内)

○研究業績の概要(A4用紙2-3枚)

○受け入れ研究室での期間内における研究計画書(A4用紙2-3枚)

○指導教員または推薦者による本人に関する意見書

11. 提出方法

郵送または電子メール

提出先:〒277-8581千葉県柏市柏の葉5-1-5 東京大学物性研究所総務係

電話:04-7136-3501 Email:issp-jinji@issp.u-tokyo.ac.jp

○郵送の場合

「物性研究所研究員(〇〇研究室)応募」と朱書き、簡易書留等の配達状況が確認可能な方法で送付すること。受け入れ所員名の記載が無い場合には不受理となる。

○電子メールの場合

空の電子メールを件名「物性研究所研究員(〇〇研究室)応募」にて上記提出先に送付し、その後返信される電子メールに記載された書類提出先フォルダに応募書類一式をアップロードすること。

※勤務日2〜3日以内に返信メールが届かない場合には総務係へご連絡ください。

12. 照会先

〒277-8581 千葉県柏市柏の葉5-1-5 東京大学物性研究所総務係

電話 04-7136-3501 Email:issp-jinji@issp.u-tokyo.ac.jp

13. 募集者名称

国立大学法人東京大学

14. 就業時間

専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。

15. 休日

土・日、祝日、年末年始(12月29日〜1月3日)

16. 休暇

年次有給休暇、特別休暇等

17. 賃金等

「東京大学年俸制給与の適用に関する規則」に定める第4条、第5条及び第6条による(年額約430万円程度)

18. 加入保険

文部科学省共済組合、雇用保険

19. その他

○選考委員会が提出書類、および、受け入れ所員に対する面接に基づき選考します。

○東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。

○外為法等の定めにより、国外機関との兼業や外国政府等からの多額の収入があり、本学における研究上の技術の共有が制限される場合には、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。そのため、着任後の兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

○特別休暇(産前・産後休暇)又は育児休業を取得する場合、「東京大学における教員の任期に関する規則第3条」に準ずる扱いとし、申し出により、特別休暇(産前・産後休暇)又は育児休業の期間を限度として、雇用の更新を可能とします。

○お送りいただいた応募書類等は返却いたしませんので、ご了解の上お申込みください。また、履歴書は本応募の用途に限り使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。

○受動喫煙防止措置の状況は屋内原則禁煙(喫煙場所設置)です。

令和5年7月25日

東京大学物性研究所長 廣井 善二